

宗教的理由により輸血を拒否される患者さんに対する 当院の基本方針

当院は、輸血を拒否する信念は人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し尊重しますが、宗教的理由などによる輸血拒否に関する当院の治療方針として「いかなる場合も**相対的無輸血治療を行う**」ことを基本方針としています。ここで言う「いかなる場合」とは、手術時の輸血療法のみならず、患者急変等不測の事態が生じて輸血以外に救命の手立てがない事態に陥った場合も含まれます。したがって、**当院では絶対的無輸血治療は行いません**。また、状況、理由を問わず患者が持参する絶対的無輸血治療を行うことに合意する文書「**輸血謝絶兼免責証書**」に対して署名をいたしません。

この方針に従っていただけない場合は転院を勧めさせていただいております。また、患者本人の意思が明らかでなく是非の弁別の判断能力を欠き、輸血に関する意思が確認できない場合、**輸血以外に生命を救う手段がないと判断した場合は、輸血療法を行うことを基本**とします。

インフォームド・コンセントには患者さんの治療に直接責任を負う複数の医師、もしくは可能な限り複数科の医師および看護師が立ち会うこととします。

■絶対的無輸血治療

輸血を行わなければ生命に危険が及ぶ状況を含め、いかなる状況においても輸血を行わない治療ないし治療方針のことをいいます。

■相対的無輸血治療

可能な限り輸血を行わず治療を行います。輸血を行わなければ生命に危険が及ぶ状況においては輸血を行う治療ないし治療方針のことをいいます。

平成19年6月1日
平成28年6月20日改定

北摂総合病院